



記」に改め、同項4のロを同項4の(ロ)とし、同項4の(ロ)中「登録」を「登録簿への登録」に改め、同項4の(ロ)を同項4の(ロ)とし、同項4の(ロ)中「指定(第34条第10号)」を「制限の設定(第34条第14号)」に改め、同項4の(ロ)を同項4の(ロ)とし、同項4の(ロ)中「建築物の建築及び特定工物の建設の」を削り、同項中4の(ロ)を4の(ロ)とし、4の(ロ)を4の(ロ)とし、4の(ロ)の次に次のように加える。

- (6) 第34条の2第2項で準用する第47条第1項の規定による登録簿への登録
- (7) 第34条の2第2項で準用する第47条第2項及び第3項の規定による登録簿への附記
- (8) 第34条の2第2項で準用する第47条第4項の規定による登録簿の修正
- (9) 第35条の2第4項で準用する第41条第1項の規定による制限の設定(第34条第14号の規定に該当する開発行為に係るものに限る。)
- (10) 第35条の2第4項で準用する第47条第1項の規定による登録簿への登録

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

